

防府市国際交流ボランティア制度実施要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが幅広い国際交流を通して、国際感覚を養成し、外国人との相互理解と協力を図るために行なう国際交流ボランティア活動について、必要な事項を定めるものとする。

(内容等)

第2条 国際交流ボランティア活動の内容は、防府市における国際交流事業において、次の各号に掲げる利便の提供を行なうこととする。

(1) ホームステイ

本市を訪れる外国人が、ボランティアの家庭に宿泊し、家族と共に生活を体験し、日本の文化、生活習慣等に触れることにより、相互理解を深める機会を提供することをいう。

(2) ホームビジット

本市を訪れる外国人を日帰りでボランティアの家庭に招き、家族等と共に交流し、日本の文化、市民生活等への理解を深める機会を提供することをいう。

(3) 語学ボランティア

各種交流事業等における通訳、ガイド、翻訳等を行うことをいう。

(登録)

第3条 ボランティアの登録をしようとする者は、国際交流ボランティア登録申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

(登録の取消し)

第4条 市長はボランティア登録をした者が、辞退を申し出たとき又はボランティアとして不適当な事由が生じたときは、当該登録を取り消すことができる。

(利用申込み等)

第5条 ボランティアによる利便の提供を受けようとする者は、国際交流ボラ

ンティア利用申込書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、内容を審査のうえ、登録された者のうちから希望内容に適合する者を紹介するものとする。

（費用等の負担）

第6条 ボランティア活動に要する経費は、当該ボランティアの負担とする。

- 2 前項の規定は、当該ボランティア以外の者が経費の全部又は一部を負担することを妨げるものではない。

- 3 ボランティア活動中の事故等については、防府市は、その責務を負わないものとする。

（庶務）

第7条 この事業の庶務は、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課国際交流室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

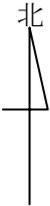
第1号様式（第3条関係）

国際交流ボランティア登録申込書

年 月 日

登録番号							
区分		<input type="checkbox"/> ホームステイ <input type="checkbox"/> ホームビジット <input type="checkbox"/> 外国語通訳・翻訳					
(ふりがな) 氏名		生年 月日		年 月 日		年齢 歳	性別 男・女
(ふりがな) 住所		〒					
電話番号		(自宅) 電話 (その他)			FAX		
ホームステイ・ホームビジットをご希望の方のみ記入	家族構成	(ふりがな) 氏名	性別	続柄	職業・学校名	趣味・特技	話せる 外国語
	住居	宿泊可能な部屋	トイレ	風呂	提供できる部屋	その他	
・一戸建 ・その他 ()	和室 畳室 洋室 畳室	和式 洋式	シャワー (有・無) 洋風・和風	個室・同室 和室・洋室 畳			
接遇上提供できる特技	(例) 茶道、華道、その他の特技等						
受入にあたっての希望条件等							
通訳・翻訳の外国語の種類							
経歴、資格等							

自宅付近略図



第2号様式（第5条関係）

国際交流ボランティア利用申込書

年 月 日

（宛先） 防府市長

住 所

団 体 名

氏 名

連 絡 先

防府市国際交流ボランティア制度実施要綱に基づき、下記のとおり国際交流ボランティアの協力を申し込みます。

記

■ 申込内容

1 ホームステイ 2 ホームビジット 3 通訳、翻訳

■ 申込理由

■ 希望月日、時間、期間等

■ 希望事項

■ 参考事項

（資料等があれば添付してください）